

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正案に係る 市民参加手続について

伊賀市自治基本条例第18条第5項の規定に基づき、下記の事項を議案に付して提出します。

市民の参加の手法及び状況

1 パブリックコメント

○パブリックコメント募集

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正案へのパブリックコメント
平成28年3月4日（金）～4月4日（月）（32日間）

○パブリックコメント募集の案内

広報いが市平成28年3月15日号及びホームページ
本庁市民生活課、各支所住民福祉課、各地区市民センター窓口に閲覧資料を設置

○パブリックコメント募集の方法

住所・氏名・電話番号・ご意見ご提案を記入のうえ、期間内に本庁市民生活課へ直接ご持参いただくか、郵便・ファックス・Eメールで提出をお願いしました。

○状況

提出のあったご意見 0件

○状況の報告

市ホームページ等で結果を公表しました。